

# 「気づくのはあなたと

## 地域の心の目」

### 11月は児童虐待防止

#### 推進月間です

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たしません。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

児童虐待とは身体的暴力だけでなく、長時間の放置や適切な食事を与えないなどのネグレクト、さらには心を傷つける言葉を言ったり無視したりする心理的虐待など、いろいろな形態があります。子育ては常に楽しいことは

かりではなく、つらくて大変なこともあります。子育てのストレスが、ときに子どもへの虐待の引き金となっていることも指摘されています。子育てに悩んだときは一人で抱え込まず周囲の人に相談してください。みんながあなたの子育てを見守り応援しています。

ご近所に虐待の確信がなくとも虐待の疑いがあった場合はどうしたらいいでしょう。児童相談所や行政に「念のため調査してください」と連絡をお願いします。

児童虐待をする人は子育てに悩んでいる人であり、援助を求めている人です。子ども様がおかしい、気になると感じたらすぐに次の連絡先へお知らせください。



#### ◆連絡先

米子児童相談所

☎ 0859・33・1471

大山町教育委員会事務局

幼児教育課

☎ 0859・54・5219

また、毎週火曜日には大山町ふれあい会館で、子育てに関する相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

#### ◆相談先

大山町ふれあい会館

☎ 0859・54・2395

### 虐待を

#### なくすために③

前回（広報だいせん10月号10ページ参照）、虐待行為は大きく5つに分類されることと、またその中の身体的虐待と心理的虐待の2つについてご紹介しました。今回はほかの3つの「虐待」についてお知らせします。

#### 3 「性的虐待」

性的な行為やその強要。

わいせつな言葉を本人の前で発したり、映像を見せたりすることも含まれます。

#### 4 「放棄・放任（ネグレクト）」

食事や排せつ・入浴・洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせないなどによって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

面倒をみている人（養護者）が、同居人による虐待行為を止めないことも放棄・放任に含まれます。

#### 5 「経済的虐待」

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運

用すること。また、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

以上のようなことが疑われるときは、ぜひお知らせください。

#### ◆問い合わせ先

高齢者・障がい者への虐待

（地域包括支援センター）

☎ 0859・54・5207

#### 「女性に対する

#### 暴力をなくす運動」

毎年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

この運動を、暴力のない明るい社会づくりについて考えるきっかけにしましょう。

#### ◆問い合わせ先

人権推進課

☎ 0859・54・2286